



## 契 約 書

行政事件等裁判例の仮名処理業務（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者中谷商工株式会社とは、次の条項及び別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により請負契約（単価契約）を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

### （業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、契約単価並びに予定総額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 行政事件等裁判例の仮名処理業務（単価契約）
- (2) 業務の内容 仕様書のとおり
- (3) 契約単価 1頁当たり金315円（税抜）
- (4) 予定数量 4,200頁（1頁は37文字×26行に換算）
- (5) 予定総額 金1,455,300円

（うち消費税及び地方消費税額 金132,300円）

### （契約期間並びに成果物の納入期限及び場所）

第2条 契約期間並びに成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (2) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり

### （契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

### （権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

### （下請等の禁止）

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （業務の監督等）

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 支払代金は、発注数量に、第1条(3)の契約単価を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を加算した金額を合計した金額とする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。

この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第15条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 納入された成果物に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、成果物の納入後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 民法第542条1項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができない場合

#### できないと認められる場合

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

#### (受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第3号を除く。）
- (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となつた場合
- (3) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

#### (違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

#### (談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者

等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものもいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する金額のほか、予定総額の10分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならぬ。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。  
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)
- 第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- (属性要件に基づく契約解除)
- 第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を

要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し

当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物及び提出物（以下「成果物等」という。）の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和2年4月1日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦



受注者 神奈川県小田原市中町三丁目5番10号  
中谷商工株式会社  
代表取締役 石田 努



(別紙)

## 仕様書

### 1 件名

行政事件等裁判例の仮名処理業務

### 2 目的

行政事件及び労働事件の裁判例（以下「本件データ」という。）を裁判所ウェブサイトにおいて公開するに当たり、個人名及び地名等を文字又は符号に置き換える作業（以下「仮名処理」という。）を行うことによる、個人情報保護を目的とする。

### 3 年間予定数量及び発注回数

#### (1) 年間予定数量

約4,200頁

1頁当たりの作業箇所 平均10箇所程度（1頁は37文字×26行に換算）

ただし、予定数量は事件の動向等により変動することがある。

#### (2) 発注回数

年6回を予定している。

ただし、発注回数は事件の動向等により減少することがある。

### 4 業務内容

本件データについて、別紙1の原稿サンプルを参照して仮名処理を行う。

なお、仮名処理は、別紙2の仮名処理要領に基づいて行う。

(1) 受注者は、仮名処理を行う箇所について、発注者が貸与する電子データ（Microsoft Word2013。以下「Word」という。）に基づき、裁判例ごとにWordファイルを作成する。その際、用紙の設定、書式等の文書スタイルは発注者が貸与するものから変更してはならない。

(2) 受注者は、仮名処理を行う前に、Wordの検索機能及び蛍光ペン機能等を用いて、別紙2の1(1)ア及び(2)から(6)までの情報が記載された箇所を赤マーカーで表示した裁判例の全文（以下「審査用全文データ」という。）及び赤マーカーで表示した文字の一覧表（以下「審査用対照表」という。別紙3参照）を作成する。

(3) 受注者は、審査用全文データをカラーでプリントアウトした物及び審査用対照表を、発注者に提出する。

(4) 発注者は、審査用全文データをカラーでプリントアウトした物及び審査用対照表に基づき、仮名処理を行う箇所について事前審査をした上で受注者に対して修正等の指示をする。

(5) 受注者は、(4)の事前審査結果及び修正等の指示に基づき、仮名処理を行う箇所について、Wordの校閲機能を用いて、置き換える文字又は符号を挿入し、置き換えられる文字又は符号を削除した裁判例の全文（文字又は符号を挿入した箇所は赤色で、

文字又は符号を削除した箇所は取消線を付して青色で表示し、(4)の指示により仮名処理の対象とならなかった箇所は蛍光ペン機能を用いて緑色で表示（以下「仮名処理後全文データ」という。）し、仮名処理後全文データの対照表（以下「確定対照表」という。別紙4参照）を作成する。

なお、確定対照表には、(4)の指示により仮名処理の対象とならなかった箇所も記載する。

(6) 受注者は、7(1)の成果物を納入する際に、併せて、(5)で作成した仮名処理後全文データをカラーでプリントアウトした物及び確定対照表を発注者に提出し、受注者において、7(1)の成果物、仮名処理後全文データ及び確定対照表につき、いずれも作成者以外の2名以上の者に誤りがないか確認させた結果であるチェック表（別紙5参照）を作成し提出する。

## 5 審査用全文データ及び審査用対照表の提出期限等

- (1) 受注者は、本件データを受領した日の翌日から起算して15日（休日等を除く。）以内に、審査用全文データ及び審査用対照表を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、審査用全文データ及び審査用対照表の提出を受けた日の翌日から起算して21日（休日等を除く。）以内に、事前審査の結果及び修正等の指示を通知する。

## 6 業務に関するその他の事項

- (1) 発注者は、仮名処理の対象となる本件データ（Word形式）について、発注ごとに、USBメモリに格納した上で受注者に交付する方法により貸与する。
- (2) 受注者は、(1)で貸与された本件データを、仮名処理に必要な範囲で複製することができる。

なお、貸与されたデータ並びに仮名処理に関連して作成した文書及びデータ（複製を含む。）は、成果物の納品までの間、受注者において管理する。

- (3) 受注者は、成果物の納品の際に、貸与されたデータを発注者に返還する。
- (4) 受注者は、検査完了の通知を受けた後、速やかに、仮名処理に関連して作成した文書及びデータ（複製を含む。）を破棄した上、破棄した旨の報告書を発注者に提出する。

- (5) 発注者は、仮名処理に関する打合せのために、受注者と定例会議を行う。

なお、定例会議の場所は納入場所とする。

- (6) 受注者は、第1回定例会議までに年間作業スケジュール表を作成し、発注者へ提出する。

なお、年間作業スケジュール表は、業務内容の各項目と関連付けたものとし、発注者の承認を受ける。

おって、第2回目以降の定例会議は、必要のある際に実施する。

- (7) 発注者は、第1回定例会議の開催時期を指定し、その後の開催時期は、発注者と

受注者との協議により決定する。

(8) 受注者は、仮名処理の履行が確実に行われるよう、仮名処理の全期間にわたって、必要となるスキル及び経験を有した受注者側の要員を確保しなければならない。

## 7 成果物等

### (1) 成果物

ア 仮名処理後全文データの仮名処理箇所を反映させた後のWord形式のデータを記録したCD-R 1部（スリムケース等に収納し、特定できる範囲で、表に印字をすること。）

イ 上記アのデータの内容をモノクロでプリントアウトしたもの 1部

### (2) 納入場所

埼玉県和光市南二丁目3番5号 司法研修所別館

### (3) 納入期限

受注者が本件データを受領した日の翌日から起算して50日後（裁判所の休日に関する法律に規定する裁判所の休日及び以下の日（以下「休日等」という。）を除く。）

令和2年4月30日（木）及び5月1日（金）

令和2年8月13日（木）及び同月14日（金）

### (4) 納入方法

受注者は、納入場所へ持参する。

### (5) 検査の完了

発注者は、成果物に不備がないことを確認し、その旨の通知を受注者にした時点をもって検査の完了とし、納入期限までに検査を完了しなければならない。

## 8 受注者の条件

- 受注者は、ISO/IEC27001, JIS Q 27001, BS7799-2又は情報セキュリティマネジメントシステムに関するISMS適合性評価制度における認証を取得していること。
- 受注者は、品質マネジメントシステムに関するISO9001, CMM/CMMIレベル3以上の他の品質管理手法を確立し、いずれかの認定を受けていること。

## 9 附帯事項

- 受注者は、本仕様書に基づく仮名処理の実施中はもとより、業務完了後であっても、本件データの内容及び業務中に知り得た秘密事項（発注者から貸与又は開示された資料に記載された事項のうち、発注者が公開対象事項として指定したものと除く事項）を第三者に開示又は漏えいしてはならない。また、情報の漏えい等の防止措置を講じ、仮名処理におけるセキュリティを確保できる態勢を構築しなければならない。
- 受注者は仮名処理により知り得た情報については、仮名処理以外の目的で使用し

てはならない。

- (3) 受注者は、仮名処理中に知り得た業務上の秘密に関する事項（裁判所が保有する個人情報を含む。）について、外部に漏えいするなどの事故が発生した場合には、直ちにその内容を発注者に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、成果物のCD-Rに対し、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施し、発注者に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、業務実施に当たり、第三者の知的財産権等を実施、使用するときは、その実施、使用に対する一切の責任を負うものとする。
- (6) 仮名処理の成果物の著作権は、納入時に発注者に移転する。また、発注者は、本件著作物を使用し、複製し、改良し、又は第三者に対して使用を承諾する権利を有するものとする。
- (7) 受注者は、発注者の書面による同意がなければ、成果物に関連して発生した著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 受注者は、原則として、仮名処理を第三者に下請発注してはならない。ただし、受注者において下請を必要とする場合は、あらかじめ次の事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者の書面による承諾を受けなければならない。
  - ア 委託作業の内容
  - イ 委託先の名称、所在地及び業務内容
  - ウ 委託先の品質管理能力
  - エ 再委託を必要とする理由
  - オ 委託金額
  - カ 委託先の管理方法
  - キ 委託先に(1)と同様の守秘義務等を負わせること
- (9) 仮名処理に関連して受注者が必要とする作業場所等は、作業の性質上、当然に発注者側が提供すべき場合のほかは、受注者が用意するものとする。
- (10) 仮名処理に関連して受注者が必要とする機器及び使用材料（作業ツールを含む。）は、受注者の負担において用意する。
- (11) 仮名処理に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費及びその他の費用は、受注者の負担とし、受注者は、別途発注者に対し請求しないものとする。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び仕様に疑義を生じた事項については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

(別紙1)

原稿サンプル

【※判決言渡日、事件番号及び事件名（原審のものを含む。）を除き、主文から上の部分は削除する（以下の網掛部分は削除しない。）。】

平成〇〇年〇〇月〇〇日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成〇〇年（行コ）第〇〇号 不動産取得税賦課決定取消請求控訴事件  
(原審・〇〇地方裁判所平成〇〇年（行ウ）第〇〇号)

(平成〇〇年〇〇月〇〇日口頭弁論終結)

判 決

東京都新宿区〇〇町××番地〇号

控訴人	○	○	○	○
同訴訟代理人弁護士	○	○	○	○
同	○	○	○	○

長野県佐久市〇〇××番地〇

被控訴人	〇〇県〇〇地方事務所長			
	○	○	○	○
同訴訟代理人弁護士	○	○	○	○
同訴訟復代理人弁護士	○	○	○	○
同指定代理人	○	○	○	○
同	○	○	○	○

【※以下が、本件作業の対象となる。】

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 差戻前及び後の控訴審並びに上告受理申立てに係る上告費用は全部控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求めた裁判

#### 1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人が、・・・・・・・・・・・・・・・・を  
取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1，2審とも、被控訴人の負担とする。

#### 2 被控訴人

##### 主文と同旨

### 第2 事案の概要

(中略)

3 以上の次第で、控訴人の被控訴人に対する請求は理由がないので、これを棄却すべきであり、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は正当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

○○高等裁判所第○民事部

裁判長裁判官	○	○	○	○
裁判官	○	○	○	○
裁判官	○	○	○	○

(別紙1省略)

【※裁判例中に別紙を引用する旨の記載があるにもかかわらず、本件データに当該別紙が添付されていない場合は、裁判例の本文部分の末尾に記載されている裁判官の個人名の次の行に「(別紙1省略)」等と省略する別紙を特定して、省略されている旨を表示する。】

## 仮名処理要領

### 1 仮名処理箇所

#### (1) 個人名

##### ア 原則

個人名（姓のみ又は名前のみの場合を含む。）は、通称、通名、芸名、雅号等を含め、仮名処理を行う。

##### イ 例外

(ア) 裁判例の本文部分の末尾に記載されている裁判官の個人名については、仮名処理を行わない。

(イ) 当該事件の訴訟代理人であることが明らかな弁護士の個人名については、仮名処理を行わない。

(ウ) 実名で表記しないと判例としての価値がなくなるような場合又はプライバシー保護の観点から仮名処理の必要が乏しいと考えられる場合には、仮名処理を行うか否かについて、個別に発注者の指示を受ける。

例：① 引用されている文献の著者名（文献の内容自体が裁判上の争点となっている場合を除く。）

（例1）「佐藤幸治著「憲法」」を「A著「憲法」」に仮名処理…×  
(仮名処理を行わない。)

（例2）「佐藤幸治はその著書である「憲法」の中で次のように述べている。」を「Aはその著書である「憲法」の中で次のように述べている。」に仮名処理…×（著者として名前が出されている場合には、仮名処理を行わない。）

② 明白に歴史上の人物と認められる個人名（憲法制定における「伊藤博文」や安保騒動における内閣総理大臣「岸信介」など、当該事件の前提として史実を記載している箇所において登場する場合には、仮名処理を行わない。）や内閣総理大臣などの公人名

（例）内閣総理大臣Aが国会において次の答弁を行っている。…×（仮名処理を行わない。）

③ 最高裁判決における裁判官の補足意見を引用している場合のその裁判官名

（例）前掲最高裁大法廷判決のA裁判官補足意見…×（仮名処理を行わない。）

④ もとは個人名であるが、現在ではブランド名として一般に認められて

いるもの

(例) 「ホッキス」や「シャネル」など（仮名処理を行わない。）

(2) 法人その他の団体の名称

原則として、仮名処理を行わない。

ただし、仕様書3(4)の事前審査において、発注者の指示があった場合には、仮名処理を行う。

(3) 国、地方公共団体及びその他の公法人（独立行政法人、国立大学法人等）

原則として、仮名処理を行わない。

ただし、仕様書3(4)の事前審査において、発注者の指示があった場合には、仮名処理を行う。

(4) 地名（住所を含む。）及び地番（街区符号）

ア 市、郡及び東京都の特別区については、原則として、仮名処理を行わない。

ただし、仕様書3(4)の事前審査において、発注者の指示があった場合には、仮名処理を行う。

イ 市、郡及び東京都の特別区よりも小さい行政区画及び地番（街区符号）については、原則として、「（住所省略）」の文字に置き換えて仮名処理を行う。

ただし、仕様書3(4)の事前審査において、発注者の指示があった場合には、仮名処理を行う。

(例1) 仮名処理前

東京都台東区元浅草3丁目1番15号所在の…

仮名処理後

東京都台東区（住所省略）所在の…

東京都（住所省略）所在の…

(例2) 仮名処理前

東京都台東区元浅草3丁目1番15号所在の…

仮名処理後

東京都台東区 $\alpha$ （住所省略）所在の…

東京都 $\alpha$ 区 $\beta$ 〇丁目（住所省略）所在の…

ウ ○〇地区との記載において、「○〇」が地名の場合の「○〇」については、ア及びイに準じて仮名処理を行う。

(例) 仮名処理前 川越地区、南町地区、防災地区

仮名処理後 川越地区、 $\alpha$ 地区、防災地区

※ 「川越」は「川越市」に準じて取扱い、仮名処理を行うか否かは発注者の指示に従う。また、防災地区の「防災」は、地名ではないので仮名処理を行わない。

(5) 生年月日, 死亡年月日, 婚姻年月日及び離婚年月日

原則として, 月日について仮名処理を行う。

ただし, 仕様書3(4)の事前審査において, 発注者の指示があった場合には, その指示に従う。

(例) 仮名処理前

平成29年4月1日生まれの…

平成29年3月31日に亡くなり…

平成29年1月1日婚姻し, …

平成29年12月31日離婚し, …

仮名処理後

平成29年▲月▲日生まれの…

平成29年▲月▲日に亡くなり…

平成29年▲月▲日婚姻し, …

平成29年▲月▲日離婚し, …

(6) その他

他の情報と照合することによって, 上記(1)から(5)までの情報が明らかとなる情報についても同様に仮名処理を行う。

なお, 仕様書3(4)の事前審査において, 発注者から指示のあった情報についても, 仮名処理を行う。

## 2 仮名処理方法（文字の置換え方法）

(1) 個人名, 法人名等

ア 裁判例ごとに, その記載順序に従い, 順次「A」, 「B」, 「C」, … 「X」, 「Y」, 「Z」のように, 全角ローマ字アルファベット（大文字）に置き換える（裁判例の原文にローマ字アルファベット（大文字）が単体（「A」, 「B」等）で使用されている場合は, 「a」, 「b」, 「c」, … 「x」, 「y」, 「z」などの混同を生じない文字に置き換える。）。

(例1) 仮名処理前 原告田中及び原告鈴木は…

仮名処理後 原告A及び原告Bは…

(例2) 仮名処理前 原告田中らは…

仮名処理後 原告Aらは…

(例3) 仮名処理前 田中宅

仮名処理後 A宅

(例4) 仮名処理前 株式会社司研銀行和光支店

仮名処理後 株式会社C銀行D支店

(例 5) 仮名処理前 医療法人徳川会（以下「徳川会」という。）

仮名処理後 医療法人E（以下「E」という。）

(例 6) 仮名処理前 東京大学医学部附属病院

仮名処理後 F病院

(※ 東京大学は国立大学法人であるが、ここでは病院名として仮名処理を行う。)

(例 7) 仮名処理前 医療法人和光会が経営する司研病院

仮名処理後 医療法人Gが経営するH病院

(例 8) 仮名処理前 独立行政法人国立病院機構司研病院

仮名処理後 I病院

(※ 独立行政法人は仮名処理しないのが原則であるが、ここでは病院名として仮名処理を行う。)

(例 9) 仮名処理前 大阪府立司研高等学校、さいたま市立司研中学校

仮名処理後 大阪府立J高等学校、K市立L中学校

なお、仮名処理を行うべき個人、法人等の数が26を超える場合には、「A、B、C、…Z」又は「a、b、c、…z」の符号を用いずに、「A1」、「A2」、「A3」、…のように全角アルファベット（大文字）の「A」と全角算用数字を組み合わせて、符号に置き換える。

ただし、「A」と全角算用数字の後に全角算用数字が続く場合は、「A1・」、「A2・」、「A3・」、…のように置き換える。

(例) 仮名処理前 原告田中及び同山田株式会社…は、被告鈴木及び同株式会社  
本田…、訴外高橋に対し、…

仮名処理後 原告A1及び同A2株式会社…は、被告A27及び同株式会  
社A28…、訴外A29に対し、…

イ 同一の個人名が2回以上記載されている場合には、同一の符号を付けるものとする（肩書きの有無、姓又は名の有無を問わず、文脈上同一人物であると判明する場合には、同一の符号を付ける。）。

(例) 仮名処理前 原告が甲野太郎局長に…と伝えたのに対し、甲野局長は…

仮名処理後 原告がA局長に…と伝えたのに対し、A局長は…

ウ 同一人物について、複数の名称が使用されている場合には、別個の符号を付ける。

(例) 仮名処理前 山本太郎こと川島三郎

仮名処理後 AことB

エ 単に姓名等の一部を省略するために言直しをしている場合には、原則として、言直しの部分は省略する。

(例 1) 仮名処理前 原告田中一郎（以下「原告一郎」という。）は…

仮名処理後　原告Aは…

(例2) 仮名処理前　原告田中一郎及び原告鈴木花子（以下「原告田中ら」という。）

仮名処理後　原告A及び原告B（以下「原告Aら」という。）

オ　裁判例の中で個人名が訂正されている場合には、訂正前及び訂正後の個人名の双方を「〇〇」に置き換える。

(例) 仮名処理前　「浜田」とあるのを「濱田」に改める。

仮名処理後　「〇〇」とあるのを「〇〇」に改める。

カ　個人名に続けて括弧書き等でその者の旧姓が記載されている場合には、旧姓の部分を「〇〇」に置き換える。

(例) 仮名処理前　原告甲野花子（旧姓乙川）

仮名処理後　原告A（旧姓〇〇）

## (2) 地名（住所）等

ア　日本国内の場合

(ア) 「（住所省略）」に置き換えるだけの場合

仮名処理を行う箇所を「（住所省略）」に置き換える。

(例) 仮名処理前

東京都千代田区隼町4番2号　田中ビル2F

仮名処理後

（「千代田区」を仮名処理しない場合）

東京都千代田区（住所省略）

※（別紙3）「審査用対照表」の（注）2(1)「省略①」の処理

（「千代田区」を仮名処理する場合）

東京都（住所省略）

※（別紙3）「審査用対照表」の（注）2(2)「省略②」の処理

### (イ) (ア)以外の場合

裁判例ごとに、その記載順序に従い、順次「 $\alpha$ 」、「 $\beta$ 」、「 $\gamma$ 」、…「 $\phi$ 」、「 $\omega$ 」のように、全角ギリシャ文字アルファベット（小文字。ただし、ローマ字アルファベット（小文字）に同一の形態のものがある文字（「 $\circ$ 」、「 $\rho$ 」、「 $\upsilon$ 」、「 $\chi$ 」）を除く。）に置き換える（ $\alpha \beta \gamma \delta \epsilon \zeta \eta \theta \iota \kappa \lambda \mu \nu \xi \pi \varsigma \sigma \tau \phi \phi \omega$ ）。また、置き換える対象が20を超える場合には、個人名の仮名処理に準じ、「 $\alpha 1$ 」、「 $\alpha 2$ 」などと仮名処理を行う。

(例1) 仮名処理前　東京都千代田区隼町4番2号

仮名処理後　東京都千代田区 $\alpha$ 町（住所省略）

(例2) 仮名処理前　東京都千代田区隼町4番2号

仮名処理後 東京都  $\alpha$  区  $\beta$  町（住所省略）

（例3）仮名処理前 東京都千代田区隼町4番2号

仮名処理後 東京都（住所中略） $\alpha$  番2号

※（別紙3）「審査用対照表」の（注）2(3)「仮名」の処理

イ 外国の場合

日本国内に準じて置換えを行う。

ウ 裁判例の中で地名が訂正されている場合には、訂正前及び訂正後の地名の双方を「○○」に置き換える。

（例）仮名処理前

「新宿区落合」とあるのを「新宿区上落合」に改める。

仮名処理後

「新宿区○○」とあるのを「新宿区○○」に改める。

(3) 生年月日、死亡年月日、婚姻年月日及び離婚年月日

仮名処理を行う箇所を「▲」に置き換える。

(4) その他

他の情報と照合することによって、1(1)から(5)までの情報が明らかとなる情報については、仮名処理を行う箇所を「○」に置き換える。

（例）原告は、Aの名称で貸金業を営んでいた者である（更新申請時の登録番号は東京都知事（○）第○号。）。

### 3 その他の留意点

仮名処理の要否、具体的な仮名処理の方法等について疑義がある場合は、仕様書3(3)で提出する審査用対照表の該当部分に疑義が生じた理由等を記載し、発注者の指示を受ける。

(別紙3)

審査用対照表

〇〇地裁平成〇〇年(〇〇)第〇〇号

No.	単語等	指示	備考
1	山田太郎	<input checked="" type="checkbox"/>	Ⓐ
2	鈴木一郎	<input checked="" type="checkbox"/>	Ⓐ
3	株式会社山田	<input type="checkbox"/>	
4	東京都台東区元浅草1丁目2番3号	<input checked="" type="checkbox"/> 省略① <input type="checkbox"/> 省略② <input type="checkbox"/> 仮名	
5	独立行政法人国立病院機構司研センター	<input checked="" type="checkbox"/>	Ⓐ病院
6	東京都千代田区隼町1丁目2番3号	<input type="checkbox"/> 省略① <input checked="" type="checkbox"/> 省略② <input type="checkbox"/> 仮名	
7	東京都水道局	<input type="checkbox"/>	
8	東京大学	<input checked="" type="checkbox"/>	Ⓐ大学
9	東京都千代田区霞が関1丁目2番3号	<input type="checkbox"/> 省略① <input type="checkbox"/> 省略② <input checked="" type="checkbox"/> 仮名	東京都千代田区Ⓐ(住所省略)
10	司研銀行和光支店	<input checked="" type="checkbox"/>	司研銀行Ⓐ支店
11	平成29年3月31日生	<input checked="" type="checkbox"/>	
12	平成29年3月31日死亡	<input checked="" type="checkbox"/>	平成▲年▲月▲日死亡

(注) 1 住所以外については、「指示」欄にチェックがある単語について次の例により仮名処理を行う。

- (1) 「Ⓐ」…全角アルファベット(大文字)を順次当てはめる。
- (2) 「ⓐ」…全角アルファベット(小文字)を順次当てはめる。
- (3) 「ⓐ」…全角ギリシャ文字アルファベット(小文字)を順次当てはめる。
- (4) 「Ⓐ1」…A1, A2, …と順次当てはめる。

なお、「備考」欄に上記(1)~(4)以外の記載がある場合には、その例により仮名処理を行う。

2 住所について、「指示」欄のチェックの内容は以下のとおり。

- (1) 「省略①」 … 市、郡、東京都特別区より小さい行政区画等を省略する。
  - (2) 「省略②」 … 都道府県より小さい行政区画等を省略する。
  - (3) 「仮名」 … 「備考」欄に記載された例により仮名処理を行う。
- 3 本対照表の提出の際に、受注者において、「単語等」欄の記載に応じたチェック内容を「指示」欄に設けること。

(別紙4)

確 定 対 照 表

○○地裁平成○○年(○○)第○○号

No.	単語等	置換符号等	備考
個人名等			
1	山田太郎	A	
2	鈴木一郎	B	
3	独立行政法人国立病院機構司研 センター	C 病院	
4	東京大学	D 大学	
5	司研銀行和光支店	司研銀行 E 支店	
住所等			
1	東京都台東区元浅草1丁目2番 3号	東京都台東区(住所省略)	
2	東京都千代田区隼町1丁目2番 3号	東京都(住所省略)	
3	東京都千代田区霞が関1丁目2 番3号	東京都千代田区α(住所省略)	
4	平成29年3月31日生	平成29年▲月▲日生	
5	平成29年3月31日死亡	平成▲年▲月▲日死亡	
仮名処理しない			
1	株式会社山田		
2	東京都水道局		

(別紙5)

監督職員認印

チ ェ ッ ク 表

〇〇地裁平成〇〇年（行ウ）第〇〇〇号	作成者	確認者	確認者
仮名処理を行う箇所につき、置き換える文字又は符号に誤りはないか			
個人名			
法人その他の団体の名称			
国、地方公共団体及びその他の公法人 (独立行政法人、国立大学法人等)			
地名（住所を含む。）及び 地番（街区符号）			
生年月日、死亡年月日、婚姻年月日及 び離婚年月日			
他の情報と照合することによって、 上記の情報が明らかとなる情報			
仮名処理の漏れはないか			

仮名処理後全文データ及び確定対照表 作成者 \_\_\_\_\_ ㊞

同 確認者 \_\_\_\_\_ ㊞

同 確認者 \_\_\_\_\_ ㊞

(注) 1 該当欄に押印する。

2 仮名処理を行う箇所がない場合は、該当欄に斜線を引く。

